

# みなと緑地PPP制度概要

- 港湾管理者の厳しい財政制約等により、港湾緑地等の十分な維持管理や更新がなされておらず、老朽化・陳腐化が進展。
- 官民連携による賑わい空間を創出するため、港湾における緑地等において、カフェ等の収益施設の整備と収益還元として港湾緑地等のリニューアルを行う民間事業者に対し、港湾緑地等の貸付けを可能とする港湾環境整備計画制度(みなと緑地PPP)を令和4年12月に創設。

## ■ 制度の概要

**制度概要：** 港湾環境整備計画を港湾管理者が認定・公表  
港湾緑地等の行政財産の貸付け

**事業期間：** 概ね30年以内

**条件：** 収益の一部を還元  
(港湾緑地等のリニューアルや維持管理)

## ■ 制度活用のメリット

### 港湾管理者



- ・民間資金を活用することで、緑地等の整備・管理にかかる**財政負担が軽減**される。
- ・民間の創意工夫も取り入れた整備・管理により、**緑地等のサービスレベルが向上**する。

### 民間事業者



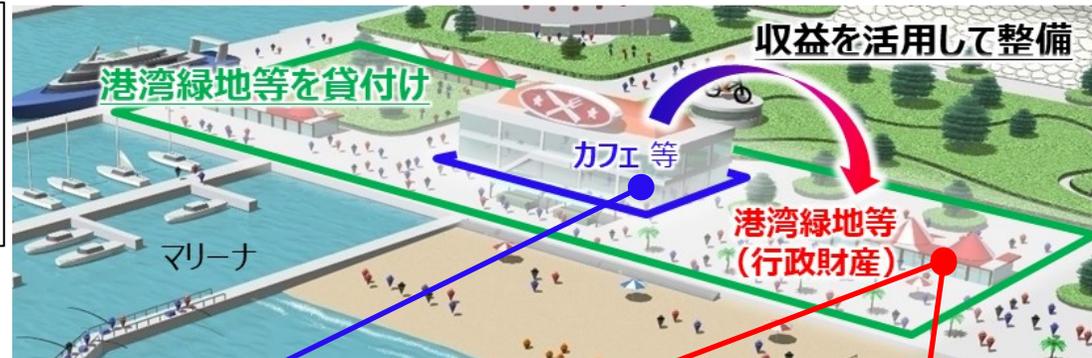
- ・緑地内に飲食店や売店等の**収益施設を長期間安定的に設置**できる。
- ・港湾空間を活用して自らが設置する収益施設と合った**緑地等を一体的に整備**することで、収益の向上にもつながる**質の高い空間を形成**できる。

### 利用者



- ・飲食施設の充実など利用者向けサービスが**充実**する。
- ・老朽化し、質が低下した施設の更新が進み、**緑地等の利便性、快適性、安全性が高まる**。

## ■ 制度イメージ



民間事業者が**収益施設と公共部分を一体的に整備・運営**